

平成 29 年 1 月 11 日

平成 29 年度以降の色覚に関する周知方法の見直しについて

「平成 29 年度以降の色覚に関する周知方法」については、下記のとおり見直したいと考えております。

1. 見直す理由

- ・ 保健調査における色覚に関する項目や周知文は、スペースの問題から趣旨が伝わりにくく、周知が充分に行き届いていないという課題があります。

2. 見直し内容(案)

- ① 小学 1 年生、中学 1 年生、高校 1 年生及び転入生に、周知文書と検査申込書《別紙 1》を配布します。
- ② それ以外の学年に対しては、「保健だより」等を活用し、毎年度「色覚に関する周知及び希望者は色覚検査を受けることができる」ことを周知します。
- ③ ①・②の方法により丁寧な周知を行うことから、保健調査の「色覚について」の項目及びその下の周知文《別紙 2》は、**新入生配布分から削除**します。
(**2 年生以上はこれまでの様式を継続**します。また、学校によっては、2 年生以上の児童生徒にも新様式を使用するところがあります。)